一 抑〻先年の儀ハ大坂相続之儀ニ付[illegible]候へハ[illegible]
右之儀ニ付而大坂表へ度々の儀を申談し[illegible]候得共
御座候ニ付紐河内守様後守様御在府中の事ニ而万年町御屋敷
之節も[illegible]人の[illegible]ニ付而難波様ニ而御相談と
書付ニ而在所御役人衆御在府中ニ而[illegible]今年度例之通
不申候ニ付役人衆[illegible]之方の[illegible][illegible]
候得共御在府中の事ニ而は御役人衆之方の[illegible]ニ不被成候ニ付御役人衆
之御合を書上候而難波様御役人衆の義を当時之通[illegible]
工申候而私共[illegible]大坂表御役人衆の[illegible]
[illegible]万年二階堂様御役人衆の[illegible]

一 義ニ付[illegible]役人衆の[illegible]候上ニ而書付差上候
大坂様之儀の[illegible]の方へ[illegible]御相続之儀大坂御役人衆へ
之様子御在府中ニ御座候ニ付小府中ニ入候事を遠慮いたし[illegible]
の儀ニ付[illegible]御役人衆の方へ[illegible]ニも[illegible]
[illegible]相続の方[illegible]自分之儀を[illegible]の方[illegible]
[illegible]御座候[illegible]正[illegible]
野々口へ御願ニ付[illegible]
[illegible]之段ニ付[illegible]私共[illegible]
不被成候ニ付[illegible]当地[illegible]
[illegible]沙汰[illegible]御相続の儀[illegible]

勝なかりのさらひありしか明かりに浅野殿の元とんさはいへ
牧野又兵衛尉も定て國家へ御出有てなるへからす
なれの義狂ひし二代の名をも失ふ事笑ふへき事也
恥を存ずる人は書に絶くはこうし

一 片桐市正ハ九月廿六日大坂城を出て在所茨木の城へ
と申退けり これは三人の女中と共に市正を討んと思ひ給ひけり
承知してすてに退出也 秀頼母子も行の事を聞き給ひて大蔵卿
右衛門佐なとの讒言にまかせて御家の滅亡を思ひ給ふ
二成る市正とも 今更 片桐を成敗あるへしとも
相済候と仰候ハ

一 秀頼公ハ大野修理治長か讒を用ひ給ひ三人の女中と倶にして
織田有楽斎 片桐 渡辺 其外 の 衆 に 仰 合 て
振舞ひ給ひ三人の女中の申す所ハ 右大臣の為に
片桐殿を 右大臣の御為と云 其よし武略の世に 隠れ
なかりしに 今 三女中の 片桐を討んとの 企 有と
いふ事 七組の中に 漏聞へ 其外の者とも 相議して
片桐ハ 十一日 秀頼公へ 御暇乞 申て 大坂を立退
の 所存にて 片桐を 討んとし 秀頼公の 御前へ
召出し 速に 可申渡 との 事 片桐は 聞 て
対面させらる 片桐 是に 応じて 申けるハ 是迄